

平成31年 第4回 高鍋町農業委員会 総会 議事録

1. 開催日時 平成31年 4月25日(木) 午後2時から
2. 開催場所 高鍋町役場 第3会議室
3. 出席委員 農業委員7名
農地利用最適化推進委員6名

農業委員

- | | | |
|----------|----------|----------|
| 1番 大福 裕子 | 2番 幸妻 正浩 | 3番 森 清一 |
| 5番 宇治橋俊美 | 6番 二宮 國光 | 7番 松崎 久範 |
- 会長 坂本 弘志

農地利用最適化推進委員

- | | | |
|----------|----------|----------|
| 1番 松井正一郎 | 2番 永友 祥一 | 3番 山口 裕三 |
| 6番 木浦 由子 | 7番 宮越 美秋 | 8番 橋口 卓史 |

4. 欠席委員
5番 永友 定己

5. 議事日程

- 第1 議事録署名委員及び会議書記の指名
- 第2 会期の決定(別記のとおり)
- 第3 諸報告
- 第4 議案第18号 農地移動適正化あっせん事業について
- 第5 議案第19号 農地法第4条第1項の規定による許可申請書承認について
- 第6 議案第20号 農地法第5条第1項の規定による許可申請書承認について
- 第7 議案第21号 非農地証明交付申請の承認について
- 第8 議案第22号 農業経営基盤強化促進法に基づく農地利用集積計画の決定について

6. 事務局職員 事務局長 飯干 雄司 主 査 佐野 由美
係 長 兵藤 衣重 主 査 松元 裕司

(開会14時00分)

[事務局]

それでは、ただ今から平成31年第4回高鍋町農業委員会を開会いたします。それでは会の進行を、坂本会長よろしく願いいたします。

[議長]

それでは、改めましてこんにちは。本日は、農業委員7名全員が出席です。委員の過半数以上の出席がございますので、農業委員会等に関する法律第27条第3項の規定により、総会は成立しております。農地利用最適化推進委員は、6名が出席です。なお欠席の永友定己推進委員からは、欠席届が提出されております。

本日は、高鍋町農業委員会会議規則第11条の規定に該当する案件がございます。議案討論の際に申し上げますので、よろしくお願いいたします。

これより議事に入ります。

日程番号1、議事録署名委員及び会議書記の指名を行います。

高鍋町農業委員会会議規則第12条第1項の規定による議事録署名委員につきましては、議長指名とさせていただきます。

本日の議事録署名委員には、7番、松崎久範委員、1番、大福裕子委員を指名いたします。なお、本日の会議書記には、事務局職員の兵藤衣重係長を指名いたします。

日程番号2、会期の決定につきましては、別記のとおり本日4月25日の1日間といたします。

日程番号3、諸報告を事務局に求めます。

[事務局]

はい、事務局です。資料の2ページをお開きください。まず始めに、4月の業務報告についてでございます。主なもののみご説明をいたします。

4日木曜日、高鍋町農業者年金受給者協議会の監査及び役員会を行っております。会長、事務局より飯干、兵藤係長、佐野主査が出席をしております。

15日月曜日、宮崎市において、第37回常設審議委員会が行われております。会長、事務局より佐野主査、松元主査が出席をしております。

19日金曜日、現地調査を行っております。会長、大福委員、二宮委員、松崎委員、事務局より飯干、佐野主査、松元主査が出席をしております。

25日木曜日、本日でございますが、平成31年第4回高鍋町農業委員会総会でございます。農業委員7名、農地利用最適化推進委員6名、事務局は全職員が出席しております。

業務報告は以上でございます。

続きまして、5月の業務計画についてご説明させていただきます。

現地調査を22日水曜日、令和初めでの高鍋町農業委員会総会は29日水曜日を予定しております。

5月は、各種協議会の総会が予定されております。

9日木曜日には、高鍋町農業者年金受給者協議会総会。こちらの方がご都合のつく委員の方は、みなさまご出席をお願いいたします。

そのほかの協議会総会の予定についてでございます。

10日金曜日には西都児湯市町村農業委員会連絡協議会、16日木曜日には尾鈴地区農業水利総合開発事業促進協議会、24日金曜日には西都児湯市郡農業者年金受給者連絡協議会の総会がそれぞれ開催され、会長、または会長及び事務局職員が出席する予定となっております。

また、27日月曜日には、東京都において全国農業委員会会長大会が開催され、会長が出席する予定となっております。

業務計画は以上でございます。

[事務局]

3ページをお開きください。県進達経過報告を申しあげます。

4条1件、5条5件、いずれも問題なく4月14日付けで許可となっております。4条につきましては、常設審議委員会で諮問に同意するとの意見をいただいております。下から2番目の〇〇〇〇においては委任状に社判が押してあり、代表者印を押すようにとの補正が組まれており、補正と交換で許可書を発行するという事です。以上です。

[議長]

ただ今の報告並びに2ページから3ページについて、ご意見、ご質問はございませんか。

【質疑なし】

それでは質問等ないようですので、以上で諸報告を終わります。

日程番号4、議案第18号「農地移動適正化あっせん事業について」を議題とします。

まず、あっせん譲受等候補者名簿登録申し出について、事務局より議案の説明をお願いします。

[事務局]

はい、1番。

平成31年4月22日申し出。申出者、〇〇〇〇。経営形態、施設花き、水稻、いも類、露地野菜。面積、81,753㎡です。

[議長]

ただ今説明が終わりましたが、ご意見、ご質問はございませんか。それでは、質問もないようですので、採決いたします。本件原案のとおり登録することに、賛成委員の起立を求めます。起立全員と認めます。よって本件は、原案のとおり登録することに決定いたしました。

続きまして、農地移動適正化あっせん事業実施要項9のアの規定による申し出について、事務局より議案の説明をお願いします。

[事務局]

はい、1番。

平成31年4月4日、売り渡しの申し出です。

申出者、〇〇〇〇。大字〇〇字〇〇****番*、畑、3,472㎡ほか1筆。

この申し出につきまして、あっせん委員の指名をお願いいたします。

[議長]

ただ今説明が終わりましたが、ご意見、ご質問はございませんか。それでは、あっせん委員の指名をいたします。

1番 売渡申出

担当委員 1番 松井 正一郎 推進委員

順番委員 3番 山口 裕三 推進委員 よろしくをお願いいたします。

次に、日程番号5、議案第19号「農地法第4条第1項の規定による許可申請書承認について」を議題とします。

1番、〇〇〇〇氏の案件について、事務局より議案の説明をお願いします。

[事務局]

8 ページをお開きください。

1 番。

農地の所在、大字〇〇字〇〇****番**。地目、田。面積、782㎡。

申請人、〇〇〇〇。転用目的は貸駐車場です。

担当の二宮委員よりご説明をお願いいたします。

[議長]

はい、6番。

[6番]

6番。10ページを見ていただきたいと思います。申請地は、〇〇橋のたもとの〇〇〇〇から〇〇〇〇に向かって約800m進んだ所に右側に入っていくと〇〇〇〇がありますが、その〇〇〇〇に入る町道の入り口の所にあります。

現況は水田と書いてありますけれども、近年は申請者ではない者がその一部を菜園として利用しているというのを見かけておりました。

転用の理由は、今話がありましたように貸駐車場です。

申請者は、〇〇在住で土地を耕作する事が困難であるというところに、申請地の近隣の者から駐車場として借りたいという話があり、貸駐車場として整備したいという事で申請をしているものです。

被害防除の方法ですが、雨水については自然浸透にして、自然浸透で処理できない分については集水柵を設けて申請地に隣接する施設の排水で流すということで、水利組合からも差支え無いとするという返事をいただいているということでございます。

事業費は、造成費が〇〇〇〇円ということになっております。これは、融資証明書が添付されていないのですが、何か他の物件を含む借入予定額を予定しているようですので、そこは補足説明の中で事務局から説明をしていただければと思います。以上です。

[議長]

事務局から補足する事がありましたら、お願いします。

[事務局]

申請地は、都市計画用途区域の準工業地域に用途地域が定められた地区にある農地であることから第3種農地と判断されます。第3種農地は、転用許可対象です。

先ほど二宮委員から説明をと求められた件ですが、事業費については、申請人に別途でアパートの建築計画がありまして、その追加融資ということになっております。独立行政法人住宅金融支援機構から融資予約通知を受けておりますが、資金面につきましては、特に問題ないと考えられます。

砕石を敷くということで。以上です。

[議長]

ただ今説明、報告が終わりましたが、ご意見、ご質問はございませんか。それでは、質問もないようですので、採決いたします。本件原案のとおり承認することに、賛成委員の起立を求めます。起立全員と認めます。よって本件は、原案のとおり承認と決定いたしました。

次に日程番号6、議案第20号「農地法第5条第1項の規定による許可申請書承認について」を議題とします。

まず、1番。

〇〇〇〇氏の案件について、事務局より議案の説明をお願いします。

[事務局]

13ページをお開きください。

1番。

農地の所在、大字〇〇字〇〇****番。地目は、田です。222㎡の面積です。譲渡人、〇〇〇〇。譲受人、〇〇〇〇。転用目的は、露天駐車場です。

担当の二宮委員よりご説明をお願いいたします。

[議長]

はい。6番

[6番]

6番。15ページに略図がありますが、おそらく薄くて見えないと思いますので、見にくいと思いますけれども16ページを見てください。中央のやや左側のところに大きい道路が通っています。数字が****-**と書いてあるところが、これが〇〇〇〇です。この****-**の左手あたりに〇〇〇〇のビルがあります。道路はさんで右前方が今回の申請地です。

申請の理由は、登記簿上水田である土地を、所有者から〇〇〇〇に贈与するためにしているものです。

申請地には、許可無くすでに砂利を敷いて、贈与を受ける会社の駐車場としてかねてから使用してきて追認の申請です。被害防除の方法ですけれども、雨水は前面道路の側溝に流すということにしてありまして、状況はこれまでとまったく変わりませんので問題ないと思われまます。

したがって事業費も0円です。以上です。

[議長]

事務局から補足する事がありましたら、お願いします。

[事務局]

申請地は、都市計画用途区域、商業地域に用途地域が定められた地区にある農地であることから第3種農地と判断されます。第3種農地は、転用許可対象となります。なお、事前着工でやっておりますので、始末書が添付されていることを申しあげます。

[議長]

ただ今説明、報告が終わりましたが、ご意見、ご質問はございませんか。それでは、質問もないようですので、採決いたします。本件原案のとおり承認することに、賛成委員の起立を求めます。起立全員と認めます。

ちょっと、暫時休憩いたします。

【暫時休憩】

それでは、再開いたします。

次に2番。〇〇〇〇氏の案件について、事務局より議案の説明をお願いします。

[事務局]

2番、

農地の所在、大字〇〇字〇〇****番。畑。面積、499㎡。所有権移転です。譲渡人、〇〇〇〇。譲受人、〇〇〇〇。転用目的は、一般個人住宅です。

担当の二宮委員より説明をお願いいたします。

[議長]

はい。6番

[6番]

6番。19ページを見てください。横にして見ていただいた方がわかりやすいかと思います。

右端の方から左に向かって細い道路が走っていますが、〇〇から〇〇に向かって、〇〇に向かって進んでいただきますと、〇〇の手前の細い道路を右に上がった所です。〇〇のちょうど北側になります。

この申請は、一般的な5条の申請と申請の内容が若干異なっております。

この申請は、子供が個人住宅を建築する為の土地を親が贈与するためにしているものですが、この申請地は、登記簿上は地目が宅地になっております。したがって、本来は贈与に際して5条の申請は当然できないわけです。

しかしながら、この土地が現在は農地として利用されているというために、農地法の現況主義に基づいて5条の申請がされているということです。

被害防除の方法ですが、被害防除については、生活排水等は合併浄化槽を造って処理して、近接する排水溝に流すという予定になっております。雨水についても、近接する排水溝に流すということになっております。

事業費は土地代が不要ですので、建築費と諸費用含めて〇〇〇〇円ということになっております。これも、融資証明書がないんですけれども、おそらく事務局にはあるのではないかと思いますので、それに触れていただければと思います。以上です。

[議長]

事務局から補足する事がありましたら、お願いします。

[事務局]

申請地は、周辺農地の広がりがおおむね10haの区域内にある農地であることから第1種農地と判断されるものですが、住宅その他申請にかかる土地の周辺の地域において居住する者の日常生活に必要な施設で集落に接続して設置されるものに該当するため、転用許可対象となるものです。

二宮委員より追加を求められました件ですが、〇〇〇〇より〇〇〇〇円の融資承認を受けておるので、資金面については特に問題がないと考えられるところです。

平成31年の1月頃に、この申請地に砂利を入れて整地して、事前着工の状況になっているため、これについて始末書が添付されていることを申し添えます。以上です。

[議長]

ただ今説明、報告が終わりましたが、ご意見、ご質問はございませんか。それでは、質問もないようですから、採決いたします。本件原案のとおり承認することに、賛成委員の起立を求めます。起立全員と認めます。よって本件は、原案のとおり承認と決定いたしました。

次に3番。〇〇〇〇氏の案件について、事務局より議案の説明をお願いします。

[事務局]

3番。

農地の所在、大字〇〇字〇〇****番*。地目、田、1, 014㎡ほか2筆。合計面積は1, 592㎡。譲渡人、〇〇〇〇。譲受人、〇〇〇〇。転用目的は太陽光発電施設及び駐車場です。

担当の大福委員よりご説明をお願いいたします。

[議長]

はい。1番

[1番]

はい、1番。

〇〇〇〇さんから、〇〇〇〇さんへ第5条の所有権移転となります。

24ページをお願いします。お手元の資料の右下のカーブになっておりますところの一番下に〇〇がございます。その手前に〇〇へ上る道があります。その道を行きますと中腹に〇〇がございます、その下の三角と道を隔てた田2筆になります。

合わせて1, 592㎡になりますが、ここに太陽光発電と駐車場を設置したいということです。現在は、雑種地、雑草地になっておりますが、太陽光パネルを設置するにあたって、雨水等については自然浸透。それから、勾配がありますので、一番低い所に柵を設ける事になっております。

〇〇さんへの対価は、〇〇〇〇円となっております。

[議長]

事務局から補足する事がありましたら、お願いします。

[事務局]

申請地は、過去の公共投資の実績もない、小集団の生産性の低い農地である

ことから、第2種農地と判断されます。第2種農地は転用許可対象となります。

転用に関しましては、申請書類について、九州経済産業局の申請に基づき、太陽光を造るというものでございます。10kw以上の太陽光発電所に係る設備認定通知書、九州電力の工事費負担金請求書も申請書に添付されております。

近隣の住民への対応がどうなっているかということを確認しましたところ、譲受人の担当者が事業内容の説明を実施して同意を得ていると、申請者代理人から回答を得ております。以上です。

[議長]

ただ今説明、報告が終わりましたが、ご意見、ご質問はございませんか。それでは、質問もないようですので、採決いたします。本件原案のとおり承認することに、賛成委員の起立を求めます。起立全員と認めます。よって本件は、原案のとおり承認と決定いたしました。

次に日程番号7、議案第21号「非農地証明交付申請の承認について」を議題とします。

1番、〇〇〇〇氏の案件について、事務局より議案の説明をお願いします。

[事務局]

はい。30ページをお開きください。

1番。

農地の所在、大字〇〇字〇〇****番**。地目、畑。面積、308㎡。所有者、〇〇〇〇。

非農地の事由は、農地に復元するための物理的な条件整備が著しく困難な土地のためであります。

担当の松崎委員よりご説明をお願いいたします。

[議長]

はい、7番

[7番]

はい。32番を開いてもらえますか。

〇〇から1kmぐらい行った所に田んぼ地帯がありますが、そこを左に曲がってもらくと1つの集落があります。それを道なりに進んで、三差路に突き当たったところを左に曲がると右側に〇〇の〇〇があります。そこをまっすぐ5

0 m行ったところに申請地があります。

この土地は、以前は竹山だったので、畑がどこにあるかも分からないような所でした。ただ現在は、34ページに見られるように重機で押されて整地されています。ただ三角で狭い畑でもあり、畑として使用できる事は不可能かと現地を見て思いました。

また始末書も添付されておりましたので、どうかよろしく願いいたします。

[議長]

事務局から、補足することがありましたら、お願いいたします。

[事務局]

ご説明いただきましたとおりで、特に補足説明はございません。

[議長]

それでは、ほかにご意見、ご質問はございませんか。それでは、質問もないようですので、採決いたします。本件原案のとおり承認することに、賛成委員の起立を求めます。起立全員と認めます。よって本件は、原案のとおり承認と決定いたしました。

次に日程番号8、議案第22号「農業経営基盤強化促進法に基づく農地利用集積計画の決定について」を議題とします。

まず、所有権移転。

1番。

公益社団法人宮崎県農業振興公社から、〇〇〇〇氏への所有権移転の案件について、事務局より議案の説明をお願いします。

[事務局]

はい、1番。

農地の所在、大字〇〇字〇〇****番*、田、451㎡。ほか3筆。

所有権を移転する者、公益社団法人宮崎県農業振興公社。

所有権の移転を受ける者、〇〇〇〇。

担当の宮越推進委員よりご説明をお願いします。

[議長]

はい、推進委員 7 番。

[7 番]

はい、7 番推進委員。説明します。

公益社団法人宮崎県農業振興公社と、〇〇〇〇さんとの所有権移転でございます。

〇〇〇〇さんは認定農業者で、ハウス露地のニラと早期水稻などの栽培をされております。

申請地は、〇〇から東へ 150 m ほど行ったところに、その左側に連なった状態で申請地があります。

現状は、去年の秋からニラを植えているようで、冬場は芽が出た時には枯れますが、私が現地に見に行ったところは、小さい芽が出始めているようなところでございました。

今後もニラを数年ほど栽培されて、収穫されるということだそうです。

価格は、合計の〇〇〇〇円です。

[議長]

事務局及び担当推進委員の説明が終わりました。ご意見、ご質問はございませんか。それでは、質問もないようですので、採決いたします。本件原案のとおり決定することに、賛成委員の起立を求めます。起立全員と認めます。よって本件は、原案のとおり決定いたしました。

次に、2 番。

〇〇〇〇氏から山口裕三氏への所有権移転の案件につきましては、所有権の移転を受ける者が山口推進委員本人であるため、高鍋町農業委員会会議規則第 11 条の規定により、山口推進委員につきましてはこの案件に参加する事ができませんので、退室をお願いします。

【山口推進委員 退室】

それでは、2 番の案件について事務局より議案の説明をお願いします。

[事務局]

はい。2 番。

農地の所在、大字〇〇字〇〇****番、田、617 m²。

所有権を移転する者 〇〇〇〇

所有権の移転を受ける者 ○○○○
担当代理の松井推進委員よりご説明をお願いします。

[議長]

はい、推進委員1番。

[1番]

はい、1番説明いたします。

○○の○○○○さんから、○○○○さんへの所有権移転の案件です。

場所は、○○線の○○橋を渡ってすぐ右折。○○という会社がありまして、今別の会社が入っているのですが、そこの前の道路を300mほど西進しますと、右手にビニールハウスが見えてきます。そこを通り過ぎまして最初の四つ角を右折してすぐの田んぼです。西進道路からは2枚目になります。

譲受人の○○○○さんは、ご承知のとおり近隣で和牛と水稻の経営をなさっておられます。周辺の事情については精通なさっておりますので、マッチング上は問題ないと思われまます。

現状は手が付けられてない状況ですが、今後作付けを検討されているということですので問題なかろうかと思えます。

売り渡し価格は、○○○○円です。以上です。

[議長]

ただ今事務局及び担当代理推進委員の説明が終わりましたが、ご意見、ご質問はございませんか。それでは、質問もないようですので、採決いたします。本件原案のとおり決定することに、賛成委員の起立を求めます。起立全員と認めます。よって本件は、原案のとおり決定いたしました。

山口推進委員は、席へお戻りください。

【山口推進委員 入室】

次に、利用権設定。

1番。

○○○○氏からの公益社団法人宮崎県農業振興公社へ利用権を移転する案件について、事務局より議案の説明をお願いします。

[事務局]

はい、1番。

農地の所在、大字〇〇字〇〇****番**、田、1, 436㎡、ほか1筆。

利用権を設定する者 〇〇〇〇

利用権の設定を受ける者 公益社団法人宮崎県農業振興公社

担当の橋口推進委員よりご説明をお願いします。

[議長]

推進委員8番。

[8番]

推進委員8番、説明します。

〇〇〇〇さんから、公益社団法人宮崎県農業振興公社への利用権貸借になります。

場所は、〇〇線を〇〇へ向けて北進しますと、右側に〇〇があります。坂を上りきったところの十字路を右へ曲がり、〇〇へ向いて行きますと、高速道路の上の〇〇橋を過ぎて左へ行くと50mのところにあります。

現状はマルチが張ってありました。期間は5年、賃借料は10a当り〇〇〇〇円です。以上です。

[議長]

事務局及び担当推進委員の説明が終わりました、ご意見、ご質問はございませんか。それでは、質問もないようですので、採決いたします。本件原案のとおり決定することに、賛成委員の起立を求めます。起立全員と認めます。よって本件は、原案のとおり決定いたしました。

以上で、本日の議案の審議すべてを終わりました、これをもちまして、平成31年第4回高鍋町農業委員会総会を閉会いたします。ご苦労様でした。

(閉会 14時47分)